

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 14 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成 12 年岩手県規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p><u>第 3 条 条例別表第 1 の 10 の項の規則で定めるものは、母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 9 号）第 24 条（第 44 条において準用する場合を含む。）の申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務とする。</u></p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>（個別の市町村が処理することとする事務の範囲）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>第 8 条 条例別表第 2 の <u>2 の 2 の項</u>の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>第 9 条 条例別表第 2 の <u>2 の 3 の項</u>の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>第 10 条 条例別表第 2 の <u>2 の 4 の項</u>の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>（1） 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 2 項の医師免許証の交付に関する事務</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p>	<p>第 3 条 [略]</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>（個別の市町村が処理することとする事務の範囲）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>第 7 条 <u>条例別表第 2 の 2 の 3 の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則第 29 条の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。</u></p> <p>第 8 条 条例別表第 2 の <u>2 の 4 の項</u>の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>第 9 条 条例別表第 2 の <u>2 の 5 の項</u>の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>第 10 条 条例別表第 2 の <u>2 の 9 の項</u>の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあつては、第 2 号に掲げる事務を除く。）とする。</p> <p>（1） 医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下この条において「法」という。）第 6 条第 2 項の医師免許証の交付に関する事務</p> <p>（2） <u>法第 6 条第 3 項の氏名等の届出書の受理に関する事務</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p>

第11条 条例別表第2の2の5の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第2項の歯科医師免許証の交付に関する事務

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

第12条 条例別表第2の2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

第13条 条例別表第2の2の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第14条 [略]

第11条 条例別表第2の2の10の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。

(1) 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この条において「法」という。）第6条第2項の歯科医師免許証の交付に関する事務

(2) 法第6条第3項の氏名等の届出書の受理に関する事務

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

第12条 条例別表第2の2の12の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

第13条 条例別表第2の2の13の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第14条 条例別表第2の2の14の項(27)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。）第7条第1項の病院の開設許可の申請書の受理に関する事務

(2) 法第7条第3項の診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可の申請書の受理に関する事務

(3) 法第44条第1項の医療法人の設立認可の申請書の受理に関する事務

(4) 法第55条第3項の解散の認可の申請書の受理に関する事務

(5) 法第55条第5項の解散の届出書の受理に関する事務

(6) 法第57条第4項の合併の認可の申請書の受理に関する事務

(7) 法第68条の2第2項の認定又は認可の申請書の受理に関する事務

第15条 [略]

第16条 条例別表第2の6の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以

下この条において「政令」という。) 第1条第1項のクリーニング師免許証の交付に関する事務

(2) 政令第1条第2項のクリーニング師免許証の訂正交付に関する事務

(3) 政令第1条第3項のクリーニング師免許証の再交付に関する事務

(4) クリーニング業法施行細則(昭和35年岩手県規則第62号。以下この条において「規則」という。) 第8条のクリーニング師免許申請書の受理に関する事務

(5) 規則第10条第1項のクリーニング師免許証再交付申請書の受理に関する事務

(6) 規則第10条第2項のクリーニング師免許証提出書の受理に関する事務

(7) 規則第11条のクリーニング師免許証訂正申請書の受理に関する事務

(8) 規則第12条第1項のクリーニング師登録抹消申請書の受理に関する事務

(9) 規則第12条第2項のクリーニング師免許証返納書の受理に関する事務

第15条 条例別表第2の6の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(8) [略]

第16条 条例別表第2の6の8の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 申請者が、業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える条例別表第2の6の8の項の右欄に掲げる市町村(以下この条において「市町村」という。)において一般旅券の発給を申請するとすれば、渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。

(3)・(4) [略]

第17条 条例別表第2の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

事務	路線種別	路線名	箇所名
地域づくり緊急改善事業	一般国道	340号	岩泉町
		455号	岩泉町
除雪事業	一般国道	340号	岩泉町
		455号	岩泉町
交通安全施設整備	一般国道	340号	岩泉町

第17条 条例別表第2の6の9の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(8) [略]

第18条 条例別表第2の6の12の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 申請者が、業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える条例別表第2の6の12の項の右欄に掲げる市町村(以下この条において「市町村」という。)において一般旅券の発給を申請するとすれば、渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。

(3)・(4) [略]

事業（一種）		455号	岩泉町
交通安全施設整備	一般国道	340号	岩泉町
事業（二種）		455号	岩泉町
道路維持修繕事業	一般国道	340号	岩泉町
		455号	岩泉町
道路災害防除事業	一般国道	340号	岩泉町
		455号	岩泉町
橋りょう維持修繕	一般国道	340号	岩泉町
事業		455号	岩泉町
緊急橋りょう補強	一般国道	340号	岩泉町
事業		455号	岩泉町

第18条 条例別表第2の8の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 岩泉町が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
地域づくり緊急改善事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町
		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
		岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
		小本港線	岩泉町
除雪事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町
		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
		岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
		小本港線	岩泉町
交通安全施設整備事業（二種）	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町

		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
		岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
		小本港線	岩泉町
道路維持 修繕事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町
		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
		岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
		小本港線	岩泉町
道路災害 防除事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町
		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
		岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
		小本港線	岩泉町
地方特定 道路整備 事業	主要地方道	久慈岩泉線	岩泉町
		宮古岩泉線	岩泉町
		岩泉平井賀普代線	岩泉町
	一般県道	大川松草線	岩泉町
		田野畑岩泉線	岩泉町
		有芸田老線	岩泉町
		普代小屋瀬線	岩泉町
		岩泉停車場線	岩泉町
		安家玉川線	岩泉町
		小本港線	岩泉町
道路歩行 環境整備 事業	一般県道	大川松草線	岩泉町
橋りょう 維持修繕	一般県道	普代停車場線	岩泉町

事業			
----	--	--	--

(2) 田野畑村が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
地域づく	主要地方道	岩泉平井賀普代線	田野畑村
り緊急改	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑村
善事業			
除雪事業	主要地方道	岩泉平井賀普代線	田野畑村
	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑村
交通安全	主要地方道	岩泉平井賀普代線	田野畑村
施設整備	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑村
事業(二			
種)			
道路維持	主要地方道	岩泉平井賀普代線	田野畑村
修繕事業	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑村
道路災害	主要地方道	岩泉平井賀普代線	田野畑村
防除事業	一般県道	田野畑岩泉線	田野畑村

第24条 条例別表第2の17の2の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第7条第2項の薬剤師免許証の交付に関する事務

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

第25条 条例別表第2の18の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

第24条 条例別表第2の17の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務(盛岡市以外の市町村にあつては、第2号に掲げる事務を除く。)とする。

(1) 薬剤師法(昭和35年法律第146号。以下この条において「法」という。)第7条第2項の薬剤師免許証の交付に関する事務

(2) 法第9条の氏名等の届出書の受理に関する事務

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

第25条 条例別表第2の18の4の項の規則で定めるものは、母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和41年岩手県規則第9号)第24条(同規則第44条において準用する場合を含む。)の申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務とする。

第26条 条例別表第2の18の5の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 条例別表第2の32の項の規則で定める市町は、大船渡市、釜石市、陸前高田市及び住田町とする。

第32条 条例別表第2の36の5の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。

(1)～(3) [略]

第33条 条例別表第2の37の2の項(4)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この条において「条例」という。）第15条の2各号の事項の公示に関する事務
- (2) 条例第15条の3第1項第1号の方法による公示に関する事務
- (3) 条例第15条の4の方法による保管広告物等の価額の評価に関する事務
- (4) 条例第15条の5の手続による保管広告物等の売却に関する事務
- (5) 条例第15条の6各号の期間による保管広告物等の売却に関する事務

第34条 [略]

第35条 [略]

第36条 [略]

第37条 条例別表第2の50の項の規則で定めるもの及び規則で定める市町村は、次の表の左欄に掲げる事務に応じ、同表の右欄に掲げる市町村とする。

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 [略]

第32条 条例別表第2の34の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下この条において「政令」という。）第1条第1項の認定の申請書の受理に関する事務
- (2) 政令第3条第2項の認定証明書の再交付申請書の受理に関する事務
- (3) 政令第3条第5項の認定証明書の返納の受理に関する事務
- (4) 政令第4条第1項及び第2項の認定証明書の返納の受理に関する事務
- (5) 政令第5条第1項の住所の変更の届出書の受理に関する事務

第33条 条例別表第2の36の8の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。

(1)～(3) [略]

第34条 条例別表第2の37の3の項(4)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この条において「広告物条例」という。）第15条の2各号の事項の公示に関する事務
- (2) 広告物条例第15条の3第1項の方法による公示に関する事務
- (3) 広告物条例第15条の4の方法による保管広告物等の価額の評価に関する事務
- (4) 広告物条例第15条の5の手続による保管広告物等の売却に関する事務
- (5) 広告物条例第15条の6各号の期間による保管広告物等の売却に関する事務

第35条 [略]

第36条 [略]

第37条 [略]

特定非営利活動法人の設立の手續等に 関する条例(平成10年岩手県条例第47 号)に基づく事務	大船渡市、花 巻市、北上市、 一関市、釜石 市、奥州市、 紫波町、西和 賀町及び洋野 町
------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

2

第38条 条例別表第2の50の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第1項各号に掲げる建築物をいう。）にあっては他の市町村の区域にわたる場合で当該他の市町村が建築確認又は建築確認申請書の受理に関する事務を行うものに係るものを、駐車場（ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号。以下次条において「まちづくり規則」という。）別表第1の10の項(8)に規定する自動車の停留又は駐車のための施設をいう。以下同じ。）にあっては他の市町村の区域にわたるものに係るものを除く。）とする。

(1) ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号。以下この条及び第40条において「まちづくり条例」という。）第21条の協議に係る書類の受理（4号建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物をいう。以下この条において同じ。）及び駐車場に係るものに限る。）

(2) まちづくり条例第21条の協議に係る書類の受理に関する事務（4号以外建築物（法第6条第1項第1号から3号までに掲げる建築物をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）

(3) まちづくり条例第22条第1項の助言又は指導（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）

(4) まちづくり条例第22条第2項の指導又は助言（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）

(5) まちづくり条例第22条第3項の通知（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）

(6) まちづくり条例第23条の工事完了の届出の受理（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）

(7) まちづくり条例第24条第1項の完了検査（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）

(8) まちづくり条例第24条第2項の適合証の交付（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）

- (9) まちづくり条例第28条の報告の徴収又は立入調査等（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）
- (10) まちづくり条例第29条第1項の適合証の交付請求の受理（4号建築物及び駐車場に係るものに限る。）
- (11) まちづくり条例第29条第1項の適合証の交付請求書の受理に関する事務（4号以外建築物に係るものに限る。）
- (12) まちづくり条例第29条第2項の適合証の交付（4号建築物、当該4号建築物に併設される鉄道の駅（4号建築物に該当するものを除く。）及び駐車場に係るものに限る。）

第39条 条例別表第2の51の項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくり規則別表第1の8の項及び9の項に規定する施設に係る事務（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為の許可を要するものであって、他の市町村の区域にわたるものに係るものに限る。）
- (2) 建築物（法第6条第1項各号に掲げる建築物をいう。次条において同じ。）に係る事務（他の市町村の区域にわたる場合で当該他の市町村が建築確認又は建築確認申請書の受理に関する事務を行うものに係るものに限る。）
- (3) 駐車場に係る事務（他の市町村の区域にわたるものに係るものに限る。）

第40条 条例別表第2の52の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（建築物にあっては他の市町村の区域にわたる場合で当該他の市町村が建築確認又は建築確認申請書の受理に関する事務を行うものに係るものを、駐車場にあっては他の市町村の区域にわたるものに係るものを除く。）とする。

- (1) まちづくり条例第21条の協議に係る書類の受理に関する事務
- (2) まちづくり条例第29条第1項の適合証の交付請求書の受理に関する事務

第38条 [略]

第41条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年7月1日から施行する。